

国立大学法人東北大学

総長、理事、経営協議会委員 各位

東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

東北大学における雇用の安定と問題解決への決断を要請します

非正規職員の無期転換・大量雇い止め問題について、雇用の安定を目的とした改正労働契約法のもと、東北大学当局は全く方針を変えず、約 300 名の大量雇い止めが強行されてしまいました。多くの大学が無期転換に道を開いている中、東北大学は雇い止めに固執して全国的にも際立っています。このままでは、今春にも、また多くの非正規職員が雇い止めされ、社会的にも注目されることとなります。

私達は昨年、雇い止めの撤回と当該者の地位確認を求めて労働審判の申立を行いました。しかし東北大学は労働審判委員会によるいずれの和解案も受け入れず、判断が示されないまま結局 7 月に打ち切られてしまいました。また当該者の救済と事態の打開のために、宮城県労働委員会に不当労働行為の救済を求める申立を行い、現在も係争中です。さらに 11 月 15 日には、雇い止めされた元有期雇用職員が東北大学を相手取り、地位確認などを求めて仙台地裁に提訴しました。東北大学が被告となり社会的名誉はすでに傷ついたと思わざるを得ません。

また、雇い止めが行われた部署では教育・研究業務の停滞が生じ、混乱や分断も続いています。役員および経営協議会委員の皆様におかれましては、本学に対する責務を果たし、東北大学における雇用安定化に舵を切り、一日も早い方針転換と問題解決の決断をされることを強く要請する次第です。

なお、東北大学職員組合は東北大学に対し、東北大学と石寄・山中総合法律事務所の業務契約および業務委託に関する法人文書「最初の契約・発注から現在までの契約書・発注書」「最初の契約・発注から現在までの支払い明細書」の全部の開示を請求しました（2018 年 7 月 19 日）。それに対して東北大学情報公開室より、法人文書部分開示決定通知書の送付がありました（2018 年 9 月 3 日）。

その中の一部の支出契約決議書の 3 件は、予定価格が空欄でした。ほとんどの随意契約理由書の「理由」や経費精算書の「総支給額」「報酬に係る金額」等支払額が非開示（黒塗り）でした。私達は審査請求（不服申立）を行い（2018 年 11 月 22 日）、それとともに、東北大学の監事 2 名に対し監査請求書を提出し、予定価格を設定せずに契約を結んだ事実関係を監査確認し、大野総長に対して契約の撤回を勧告することを求めました（2018 年 10 月 19 日）。この案件につきましても、速やかに対応し、大学の健全なガバナンスのための対応をされますようお願いする次第です。

何卒宜しくお願いいたします。